

世田谷区における高齢者のデジタルデバイド解消に向けた スマートフォン活用支援事業の実施について

(付議の要旨)

デジタル化の進展に伴う高齢者のデジタルデバイドの解消を図るため、東京都の補助事業を活用したスマートフォン購入にかかる経費補助について決定する。

1 主旨

現代社会においては、ホームページ・SNS の利用や、各種申請・決済等の電子化が浸透してきているほか、国の調査^{※1}では、高齢者の約 8 割がデジタルを活用したコミュニケーションにより、生きがいやつながりを実感しているなど、デジタル化は区民の生活と密接に関わりつつある状況となっている。また、区の第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、「これまでの高齢者観に捉われない施策」を施策展開の考え方として位置づけ、高齢者のライフスタイルの変化に応じた柔軟な発想のもと施策を進めているところである。

一方、区において、パソコンやスマートフォン（以下、スマホ）等の情報機器を持っていない高齢者は 9.9%^{※2}となっており、デジタル化の進展に伴い、これらの高齢者のデジタルデバイド^{※3}が深刻化することが懸念されることから、スマホ購入にかかる経費を補助し活用支援を図ることで、格差解消に向け取り組む。

※1 〈特集〉高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査（令和 4 年版「高齢社会白書（内閣府）」）による。

※2 令和 4 年度「世田谷区高齢者ニーズ調査」による。要介護認定者を含めると 13.3%（同調査から算出）。

※3 インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

2 事業内容

(1) 事業の性質

本事業は、都が実施する「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業」について、東京都高齢者施策推進区市町村包括補助制度の活用を図り、区事業として実施する。

(2) 事業概要

都が協定締結した携帯ショップにおいて高齢者がスマホを購入し、当該ショップにおいてスマホ教室の受講及び必要なアプリ等を登録した後、購入に要した経費について区に申請し、区は当該申請に基づき補助金を交付する。

(3) 対象者

区内在住の 65 歳以上の高齢者のうち、これまでにスマホを使用したことがなく、自ら使用する目的で、原則として初めて購入する方（フィーチャーフォンからの買替えを含む。）

(4) 主な申請要件

①所得要件

本事業はスマホを使用することでデジタル社会の環境に慣れ親しんでもらうことが目的であることから、所得要件は設けない。

②機種要件

購入するスマホには NFC 認証機能[※]及び音声入力機能が搭載されているものとする。

※NFC 認証機能

かざすだけで無線通信が可能となる通信規格。決済機能や動画などのコンテンツの転送等に用いる。

③スマホ教室の受講

スマホを購入した当日に、携帯ショップ内において基本的な操作等に関するスマホ教室を受講することを要件とする。

なお、操作方法等に不安のある方が継続して相談できるよう、区のまちづくりセンターやあんしんすこやかセンターにおいて実施している高齢者向けスマホ講座を案内する。

④対象アプリ等の登録

購入したスマホに以下のアプリ等を登録することを要件とする。

【対象アプリ等】

- ・ 東京アプリ
- ・ 東京都 LINE 公式アカウント（友だち登録）
- ・ 世田谷区公式 LINE「世田谷区」（友だち登録）

なお、これら以外にも「せたがやデジタルポイントラリーアプリ」や、区の情報等を紹介している各種アプリ等については、本事業を周知する際などに合わせて情報提供し、登録を推奨する。

(5) 補助金額及び予定件数

①補助金額

スマホ購入に要した金額に対し、一人あたり 3 万円を上限として補助する。

②予定件数

1, 5 0 0 件（※予算上限に達し次第終了）

3 効果検証

スマホを購入した高齢者に対し、スマホを使用した電子アンケートを送付し、各種コンテンツの使用状況等について調査することで、デジタルデバイドの解消が図られているか検証する。

4 経費

(1) 歳出

負担金補助及交付金	45,000 千円
委託料	17,703 千円
需用費	96 千円
合 計	62,799 千円

(2) 歳入

10,000 千円（東京都高齢者施策推進区市町村包括補助）
補助割合 10/10、補助上限 10,000 千円

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	9月	福祉保健常任委員会
	9月	第3回定例会補正予算案提出
	9月	～ 事業周知
	11月1日～	申請受付開始
令和8年	2月	都補助金交付決定
	3月中旬	申請期限
	5月	都補助金精算
	6月	アンケート送付